

伏見地域「防犯機能付き電話機支給事業」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動」の取組として、伏見地域の高齢者を狙った特殊詐欺等の被害防止を目的として、警告メッセージ機能等の防犯機能を有する固定電話機（製品に付属する親機以外の子機、ケーブル等を含む。以下「防犯機能付き電話機」という。）の支給事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象者)

第2条 支給対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者で、伏見区長（以下「区長」という。）が適当と認めるものとする。

- (1) 伏見地域（伏見区の所管区域内のうち、深草支所の所管区域及び醍醐支所の所管区域を除く区域）に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 申請時において75歳以上であること。
- (3) 京都市くらし安全推進課が実施した防犯機能付き電話機の配布を受けていないこと。
- (4) 電話用のモジュージャックが室内にあり、かつ、通信可能な状態であること。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団員等」及び同条第5号に規定する「暴力団密接関係者」に該当しないこと。

(支給台数)

第3条 防犯機能付き電話機の支給台数は、支給対象者の属する世帯につき1台とする。

(申請)

第4条 防犯機能付き電話機の支給を受けようとする者は、支給申請書（第1号様式）によって、本人の住所地及び年齢が確認できる書類（運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書）の写しを添えて申請しなければならない。

(決定)

第5条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、予算の範囲内において支給の可否を決定し、支給決定通知書（第2号様式）又は不支給決定通知書（第3号様式）によって、当該申請をした者に通知するものとする。

(支給)

第6条 防犯機能付き電話機の支給を受けた者（以下「使用者」という。）は、受領書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(防犯機能付き電話機の使用)

第7条 使用者は、当該支給を受けた防犯機能付き電話機を、次の各号を遵守して使用しなければならない。

- (1) 第1条の目的を踏まえて使用しなくてはならない。
- (2) 使用者の住所地以外の場所で使用してはならない。
- (3) 譲渡、転売、貸与又は、担保に供してはならない。

(経費負担)

第8条 防犯機能付き電話機の支給は無償とする。ただし、次の各号に掲げる費用は使用者の負担とする。

- (1) 使用に係る電気代、通話料及び電話番号表示サービス利用料
- (2) 破損、故障、不具合等に係る修理等に要する費用
- (3) 前各号に掲げるもののほか、維持管理等に要する費用

(録音データの取扱い)

第9条 防犯機能付き電話機に保存された録音データに係る権利は、使用者に帰属する。ただし、使用者は区長や警察機関が必要と認める場合に、無償で録音データの提供に協力するものとする。

(支給の取消)

第10条 区長は、支給決定の通知をした後、次の各号のいずれかに該当する場合、防犯機能付き電話機の支給の決定を取消し、物品の返還を命ずることができる。

- (1) 使用者が第2条に規定する支給対象者に該当しないとき
- (2) 使用者が第7条の規定に違反していると認められるとき
- (3) 使用者が虚偽の申請その他不正の手段により支給の決定を受けたとき
- (4) 使用者が防犯機能付き電話機を使用していないとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき

(防犯機能付き電話機の返還)

第11条 使用者は、前条の規定により、防犯機能付き電話機の支給の決定が取消されたときは、速やかに防犯機能付き電話機を返還するものとする。

2 使用者は、前項の規定により防犯機能付き電話機を返還するときは、当該防犯機能付き電話機に保存されている録音データを消去しなければならない。ただし、返還された防犯機能付き電話機に録音されたデータが残っていたときは、区長はこれを消去することができる。

(損害賠償責任)

第12条 区長は、使用者が防犯機能付き電話機を使用したことにより生じた事件・事故等に対して、一切の責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第13条 区長は、使用者から届出のあった書類等に記載の個人情報（氏名、住所、電話番号等）について、本事業の目的以外に使用してはならない。ただし、他行政機関から依頼があり、区長が必要と認める場合には、使用者の同意のうえ、個人情報を提供することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年1月31日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

伏見地域「防犯機能付き電話機支給事業」支給申請書

年 月 日

（あて先）伏見区長

伏見地域防犯機能付き電話機支給事業実施要綱第4条に基づき、防犯機能付き電話機の支給を申請します。

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日（満 歳）
住 所	〒 ー 京都市伏見区
電話番号	075 ー ー (FAX 有・無)
携帯番号	※ お持ちの方は御記入ください。
世帯構成	<input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 同居世帯
緊急連絡先	※使用者と連絡が取れない場合に備え、可能な限り記入をお願いします。 氏 名： (続柄：) 電話番号：
	実施要綱第2条の「対象者」を確認のうえ、必ずチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は住所地に現に居住しています。

※本人の住所地及び年齢が確認できる書類（運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書）の写しを添付してください。

京都市指令伏地第 号
年 月 日

様

伏 見 区 長
(担当：地域力推進室まちづくり推進担当)

防犯機能付き電話機支給決定通知書

令和 年 月 日に支給申請のあった、防犯機能付き電話機を支給することを決定したので通知します。

記

- 1 事業名 伏見地域「防犯機能付き電話機支給事業」
- 2 支給の対象者
 - (1) 氏 名
 - (2) 住 所 京都市伏見区
 - (3) 電話番号 075-
- 3 支給の条件
 - (1) 伏見地域（伏見区の所管区域内のうち、深草支所の所管区域及び醍醐支所の所管区域を除く区域）に住所を有し、現に居住していること。
 - (2) 申請時において75歳以上であること。
 - (3) 電話用のモジュラージャックが室内にあり、かつ、通信可能な状態であること。
 - (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団員等」及び同条第5号に規定する「暴力団密接関係者」に該当しないこと。
- 4 禁止事項
 - (1) 上記住所地以外で使用しないこと。
 - (2) 譲渡、転売、貸与又は、担保に供しないこと。

第3号様式（第5条関係）

京都市指令伏地第 号
年 月 日

様

伏 見 区 長
(担当：地域力推進室まちづくり推進担当)

防犯機能付き電話機不支給決定通知書

令和 年 月 日に支給申請のあった、防犯機能付き電話機は不支給となりましたので通知します。

記

- 1 事業名 伏見地域「防犯機能付き電話機支給事業」
- 2 申請者
 - (1) 氏名
 - (2) 住所 京都市伏見区
 - (3) 電話番号 075-

第4号様式（第6条関係）

防犯機能付き電話機 受領書

年 月 日

（あて先）伏見区長

住 所 京都市伏見区

氏 名

下記のとおり受領しました。

記

- ・防犯機能付き電話機 1台